

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から54年3月まで

私は、昭和52年4月から国民年金に任意加入しているが、夫が、付加保険料納付の申出も含め手続を行ってくれた。

国民年金保険料は、夫が、申立期間を含め私と夫の二人分を一緒に納付していた。

一緒に納付していた夫に未納期間は無いのに、私だけ途中の9か月間が未納となっていることは納得できないので、申立期間の年金記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金に任意加入していた昭和52年4月から平成11年8月までの期間について、申立期間を除き、付加保険料を含め国民年金保険料をすべて納付している上、定額納付となった同年9月以降についても現在まで未納期間は無いことから、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、「申立期間当時、私の国民年金保険料は、夫の保険料と一緒に夫が集金人に納付していた。」と供述しているところ、申立人の国民年金保険料を納付してきたとする夫は、申立期間も含め国民年金加入期間において未納期間は無い。

さらに、特殊台帳及びオンライン記録によると、昭和54年4月から現在までの国民年金保険料は、おおむね夫婦同日に納付していることが確認できることから、申立人の申立期間に係る保険料も、夫の保険料と一緒に納付されていたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

私は、国民年金に加入してからずっと、集金人に国民年金保険料を納付してきた。

今まで何回も社会保険事務所(当時)に確認し、未納期間は無いという回答をもらっていたのに、申立期間が未納とされているのは納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間において未納期間は無いことから、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年4月15日に払い出されているところ、払出し時点において、申立期間の国民年金保険料は現年度保険料として集金人に納付することが可能であった。

さらに、A市町村保管の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、当初、昭和51年2月1日に国民年金被保険者資格を取得したとされ、同年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付しているが、その後厚生年金保険被保険者期間と重複していることが判明したため、平成18年12月12日に被保険者資格取得日が昭和51年4月24日に訂正され、重複期間の国民年金保険料が平成19年1月に還付されていることが確認できることから、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出しを受けた後、申立期間を含め、昭和51年2月から未納となっている期間の保険料をさかのぼって納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年10月21日から34年12月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を33年10月21日に、資格喪失日に係る記録を34年12月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月から同年12月まで
② 昭和33年10月21日から34年12月21日まで

申立期間①については、私は、高校卒業直後の昭和29年4月にC社（現在は、D社）に入社し、同年12月まで勤務したが、同社における勤務期間が厚生年金保険に未加入とされている。同社における勤務期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、E社を退職後、昭和33年10月21日にA社の関連会社であるF社に入社し、その後、同一グループ会社であるG社を経て、B社に異動し、平成12年8月末まで継続して勤務した。しかし、社会保険事務所（当時）の記録によると、F社に入社した昭和33年10月21日からG社に異動する34年12月21日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。当該期間において、F社で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、B社が保管する「役員、監査役（相談役）名簿」に記載された申立人の入社日から判断すると、申立人が、当該期間において、F社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人の供述から、当時、F社は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていなかったと推認されるが、申立人が当時一緒に勤務していたと供述している同僚二人は、当該期間において、グループ会社のA社において厚生

年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は、当時経理事務を担当しており、「給与計算は、A社で行っていた。」と申し立てているところ、B社は、「当時、A社がグループ会社の給与事務を一括して処理をしていたかは不明であるが、現在は、B社でグループ会社の給与計算を一括して処理している。」と回答している。

加えて、B社では、「正社員であれば入社してすぐに社会保険に加入する。グループ内では所属する会社によって待遇が変わることはない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のG社における昭和34年12月の社会保険事務所の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年10月から34年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、申立人が記憶する同僚の「私は、昭和27年ごろにC社に入社し、2年ほど後に申立人が高校を卒業して入社してきた。」との供述から、申立人が、29年4月以降にC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社の厚生年金保険の新規適用日は、昭和33年1月5日であり、当該期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、C社における厚生年金保険の新規適用前から勤務していたと供述している複数の同僚は、「厚生年金保険の適用事業所になる前は、給与から厚生年金保険料が控除されていなかった。」と供述している。

さらに、当該期間において、当時の事業主及び新規適用時に被保険者資格を取得している同僚の厚生年金保険被保険者記録は確認できず、C社以外の別の事業所名で厚生年金保険に加入している状況はうかがえない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録については、平成10年4月から同年9月までは30万円、同年10月から11年7月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から11年8月1日まで

私は、平成7年7月から13年6月までの間、A社のB事業所（C都道府県D郡）に勤務した。給与は、Eにあった本社で計算しており、厚生年金保険料も控除されていた。

ねんきん定期便によると、A社で勤務していた期間のうち平成10年4月から11年7月までの期間の標準報酬月額が16万円に引き下げられているが、銀行の当時の給与の振込記録を確認したところ、当該期間の振込額（控除後約25万円）は10年3月以前（標準報酬月額30万円）と変わっておらず、会社から給与の減額の話聞いた記憶も無い。申立期間の保険料も同年3月までと同じ額を控除されていたはずであるので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成10年4月から同年9月までは30万円、同年10月以降は32万円と記録され、11年8月に30万円に月額変更されるまで32万円であることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、平成11年3月11日付けで、申立人を含む19人の標準報酬月額の記録がそ及して引き下げられており、申立人の申立期間における標準報酬月額は、16万円に記録訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票によると、同社では、平成9年12月から保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、申立人から提出された銀行の預金通帳によると、申立期間中の平成10年4月から11年7月の間の給与振込額は申立期間前後の月の振込額とほぼ同額の25万円前後であることが確認できるほか、申立人と同時に標準報酬月額のそ及訂正が行われている同僚が保管する給与支給明細書によると、当該そ

及訂正処理された期間も、当該そ及訂正処理前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成11年3月11日付けで行われたそ及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該そ及訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該そ及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、10年4月から同年9月までは30万円、同年10月から11年7月までは32万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録については、平成10年4月から同年9月までは36万円、同年10月から11年7月までは34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から11年8月1日まで

私は、平成3年5月から13年6月までの間、A社のB事業所（C都道府県D郡）に勤務した。給与は、Eにあった本社で計算しており、厚生年金保険料も控除されていた。

ねんきん定期便によると、A社で勤務していた期間のうち平成10年4月から11年7月までの期間の標準報酬月額が20万円に引き下げられているが、給与支給明細書を確認したところ、10年4月から同年9月までの厚生年金保険料は、標準報酬月額36万円に相当する額、同年10月から11年7月までの厚生年金保険料は、標準報酬月額34万円に相当する額で控除されており、当時、会社から給与の減額の話聞いた記憶も無い。申立期間の標準報酬月額を実際の保険料控除額に見合った額に、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成10年4月から同年9月までは36万円、同年10月以降は34万円と記録され、11年8月に30万円に月額変更されるまで34万円であることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、平成11年3月11日付けで、申立人を含む19人の標準報酬月額の記録がそ及して引き下げられており、申立人の申立期間における標準報酬月額は、20万円に記録訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票によると、同社では、平成9年12月から保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、申立人から提出された申立期間の給与支給明細書から当該そ及訂正処理前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できるほか、そ及訂正処理前の標準報酬月額とほぼ同額の報酬月額が支給され

ていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成11年3月11日付けで行われたそ及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該そ及訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該そ及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、10年4月から同年9月までは36万円、同年10月から11年7月までは34万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年8月まで

私は、学生時代からオートバイレースに参戦しており、事故の危険性が大変高いので、国民年金には必ず加入しなければと思っていた。

申立期間の国民年金保険料は、母親が納付していたはずであり、両親及び兄の家族3人の保険料は納付しているのに私一人だけ納付していないとは考えられないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年9月26日に払い出されており、その時点で、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間に該当する上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母親は、「申立期間当時、地区の集金人に家族4人分の国民年金保険料を一緒に納付した。」と証言しているが、一緒に納付したとされる申立人の兄は、平成元年12月28日から5年4月1日までの間、住所をA市町村からB市町村に移しており、申立人及びその両親とは住所が異なっていることが戸籍の附票から確認できる上、オンライン記録によると、母親は、60歳到達後の4年1月以降に保険料を納付した記録が確認できないことから、母親の証言内容と一致しない。

さらに、A市町村では、「申立人の母親が姓を記憶している地区の集金人は、既に死亡している。」と回答しており、申立期間当時の状況について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうか

がわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から61年3月まで

私は、昭和51年10月に市町村役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、母が毎月集金人に納付していた。未納とされている申立期間については、保険料を納付しているはずなので、年金記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年10月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は母親が毎月集金人に納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の被保険者番号であり、制度上、当該基礎年金番号で国民年金保険料が納付できるのは平成9年1月1日以降である。このため、申立人が主張する昭和51年ごろに保険料を納付するには、別途国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、申立人に対し、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人については、申立期間後の昭和61年4月に取得した厚生年金保険の被保険者番号が平成12年5月8日付けで基礎年金番号として付番されるとともに、同日付けで、申立期間に係る国民年金第1号被保険者の資格喪失日（昭和61年4月1日）の記録が追加されていることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは平成12年5月ごろと推測され、申立期間当時、申立人は国民年金の未加入者であり、国民年金保険料を集金人に納付することはできない。

さらに、申立人の母は、申立期間の国民年金保険料として毎月7,000円ぐらいを納付していたと供述しているが、申立期間の保険料額（月額）は、昭和51年度の1,400円から60年度の6,740円まで毎年度変更されており、供述とは相違している上、納付したとする集金人の所在が不明であるため、証言を得

ることもできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年9月までの期間、37年4月から同年9月までの期間及び38年4月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年9月まで
② 昭和37年4月から同年9月まで
③ 昭和38年4月から40年3月まで

申立期間当時、私の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。私達夫婦の国民年金手帳によると、昭和36年度から39年度までの国民年金印紙検認記録欄において、申立期間の欄に保険料を納付したことを示す検認印が押されているのに、当該期間が未納とされているのは納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が保管する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄の申立期間の欄に検認印が押されていることから、当該期間の国民年金保険料は納付済みであると主張しているが、以下の理由から、当該検認印は、昭和40年4月から同年9月までの期間、41年4月から同年9月までの期間及び42年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料の納付に係るものであると推認される。

- 1 申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和40年11月30日にA市町村において夫婦連番で払い出されており、申立人が保管する国民年金手帳の発行日も同手帳記号番号払出日と同日であることが確認できるところ、当該時点より前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、この払出日時点では、申立期間①、申立期間②及び申立期間③のうち一部の期間は時効により国民年金保険料が納付できない期間に該当するほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、特例納付を利用してさかのぼって納付したとの主張は行っていないことから、申

立期間の保険料を納付したとは考え難いこと。

また、申立期間③について、前述の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、一部の期間は時効により納付することができない上、過年度納付が可能な期間について、A市町村では、「国民年金手帳の検認台紙（右側のページ）には、現年度納付された国民年金保険料についてのみ国民年金印紙をはり、国民年金印紙検認記録欄（左側のページ）の該当月に検認印を押した上で、検認台紙（右側のページ）を切り離して社会保険事務所（当時）に進達していたが、過年度納付された保険料については当該取扱いを行っていない。」と回答しており、制度上、申立人が保管する国民年金手帳で国民年金保険料を納付することができるのは、同手帳の発行日（昭和40年11月30日）から判断して、現年度納付分に該当する40年4月以降の保険料であると考えられること。

2 A市町村が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金保険料の検認記録が確認できるのは、昭和40年4月以降の保険料であり、これらの検認日は、国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄に押されている検認印の日付（昭和41年4月28日、41年12月22日、42年10月10日、42年12月18日、43年1月31日、43年7月3日、44年1月16日）とほぼ一致していること。

3 申立人が保管する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄には、検認記録の年度を示す数字が印刷されているが、昭和36年度を表す「36」及び39年度を表す「39」の印刷が二重線で消除されていることが確認できるところ、このことについてA市町村では、「申立人の国民年金手帳記号番号が払い出され、国民年金手帳が発行された昭和40年11月当時は、昭和36年度から使用している一番最初の国民年金手帳しかなかったため、年度の数字を訂正して使用したものである。」と回答していること。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年9月までの期間、37年4月から同年9月までの期間及び38年4月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年9月まで
② 昭和37年4月から同年9月まで
③ 昭和38年4月から40年3月まで

申立期間当時、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。私達夫婦の国民年金手帳によると、昭和36年度から39年度までの国民年金印紙検認記録欄において、申立期間の欄に保険料を納付したことを示す検認印が押されているのに、当該期間が未納とされているのは納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が保管する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄の申立期間の欄に検認印が押されていることから、当該期間の国民年金保険料は納付済みであると主張しているが、以下の理由から、当該検認印は、昭和40年4月から同年9月までの期間、41年4月から同年9月までの期間及び42年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料の納付に係るものであると推認される。

- 1 申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和40年11月30日にA市町村において夫婦連番で払い出されており、申立人が保管する国民年金手帳の発行日も同手帳記号番号払出日と同日であることが確認できることから、当該時点より前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、この払出日時点では、申立期間①、申立期間②及び申立期間③のうち一部の期間は時効により国民年金保険料が納付できない期間に該当するほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、特例納付を利用してさかのぼって納付したとの主張は行っていないことから、申

立期間の保険料を納付したとは考え難いこと。

また、申立期間③について、前述の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、一部の期間は時効により納付することができない上、過年度納付が可能な期間について、A市町村では、「国民年金手帳の検認台紙（右側のページ）には、現年度納付された国民年金保険料についてのみ国民年金印紙をはり、国民年金印紙検認記録欄（左側のページ）の該当月に検認印を押した上で、検認台紙（右側のページ）を切り離して社会保険事務所（当時）に進達していたが、過年度納付された保険料については当該取扱いを行っていない。」と回答しており、制度上、申立人が保管する国民年金手帳で国民年金保険料を納付することができるのは、同手帳の発行日（昭和40年11月30日）から判断して、現年度納付分に該当する40年4月以降の保険料であると考えられること。

2 A市町村が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金保険料の検認記録が確認できるのは、昭和40年4月以降の保険料であり、これらの検認日は、国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄に押されている検認印の日付（昭和41年4月28日、41年12月22日、42年10月10日、42年12月18日、43年1月31日、43年7月3日、44年1月16日）とほぼ一致していること。

3 申立人の夫が保管する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄には、検認記録の年度を示す数字が印刷されているが、昭和36年度を表す「36」及び39年度を表す「39」の印刷が二重線で消除されていることが確認できるところ、このことについてA市町村では、「申立人の国民年金手帳記号番号が払い出され、国民年金手帳が発行された昭和40年11月当時は、昭和36年度から使用している一番最初の国民年金手帳しかなかったため、年度の数字を訂正して使用したものと思われる。」と回答していること。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から51年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月から51年8月まで

申立期間の国民年金保険料については、結婚後の昭和51年9月に国民年金に加入した際、夫の父親(故人)から未納となっている期間も納めておいた方が良いと言われ、さかのぼって納めたと思うので、未加入となっている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年10月29日に払い出されており、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳によると、申立人は、共済組合員であった夫の配偶者となり、同年9月17日に任意加入者として国民年金の被保険者資格を初めて取得していることが確認できる。したがって、申立期間は国民年金の未加入期間に当たり、制度上、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできない。

また、上記の国民年金手帳記号番号の払出日以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を夫の父親に勧められて集金人にまとめて納付したと主張しているが、保険料の納付金額及び納付方法の詳細について、申立人の記憶は明確でない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から11年1月1日まで

私は、平成10年4月1日からA社に契約社員（B）として採用され、12年3月31日まで継続して勤務したが、オンライン記録によると厚生年金保険への加入時期が11年1月1日からとされている。採用時の面接では、入社してすぐに厚生年金保険に加入すると聞いていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の、「申立人を平成10年4月13日付けで契約社員として採用した。」との回答から、申立人は、同年4月13日から同社において勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社が保管している申立人に係る平成10年の「年末調整表」によると、申立人は、同年の給与から社会保険料が控除されていないことが確認できる。

また、C健康保険組合及び雇用保険における申立人の資格取得日は、厚生年金保険被保険者資格取得日と同日の平成11年1月1日であることが確認できるほか、オンライン記録によると申立人は、申立期間において、父親の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、A社は、申立人の厚生年金保険加入について、「当時の資料は保管しておらず明確な回答はできないが、Bについては、数か月ごとに契約を更新しており、契約内容は個人により異なっていたので、申立人については契約内容の変更等で、平成11年1月1日から勤務時間の増加により社会保険適用になったかもしれない。」と回答していることを踏まえると、同社では、Bについては、雇用契約の内容によって個人ごとに異なる社会保険の取扱いをしていることがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。